東日本大震災による避難者に対する廃棄物処理手数料の減免措置期間 の延長について(案)

東日本大震災により狛江市に避難している被災者の生活を支援するため、廃棄物処理手数料の減免措置期間の延長を下記のとおり行う。

記

1 減免措置期間の延長

(現 行) 平成31年3月31日まで(延長後) 平成32(2020)年3月31日まで

2 対象者

東日本大震災により居住継続が困難となり避難した者及び福島第一・第二原子力発電所の周辺において、国から避難指示等が出された地域等からの避難世帯とする。

3 減免内容

- ・家庭用ごみ指定収集袋 可燃ごみ専用小袋(10 ½) 90 枚 不燃ごみ専用小袋(10 ½) 20 枚
- ・粗大ごみ処理手数料 排出する粗大ごみの手数料分

4 減免根拠

狛江市廃棄物の再利用の促進及び処理に関する条例第49条及び第51条 狛江市廃棄物の再利用の促進及び処理に関する条例施行規則第31条第1項第8号

5 手続き方法

申し込み毎に清掃課へ減免申請書を提出する。